

嘆願書

一、航空機従業員ノ要求ヲ直チニ承認シテ下サイ

二、吾々機械製作所従業員ニ對シテハ左ノ通り實行シテ下サイ

(イ) 日給貳圓以下ノ者ハ二割値上ゲスルコト

(ロ) 解雇手當ヲ次ノ通りキメテ實行スルコト

六ヶ月以内ハ日給 三十日分

一ケ年未満ハ日給 四十日分

一ケ年以上ハ一ケ月ヲ増ス毎ニ三日分

三、以上ノ回答ハ來ル八月二十七日正午マデニ工場内ノ貝ヤスキ

場所ニ公示シテ下サイ機械製作所従業員ハ航空機従業員ニ同

情シ有志相談ノ結果右ノ通り嘆願致シマス

昭和五年八月廿六日

川西機械製作所従業員一同

爭議團ニ對スル會社側ノ切崩ハ猛烈ニシテ罷業當時會社ニ殘留

財團法人協調會大阪支隊